

## 船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第105号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年5月20日 14時35分ごろ	
発生場所	山口県下関市蓋井島 <sup>ふたおいしま</sup> 西方沖 蓋井島灯台から真方位271° 3.1海里付近 (概位 北緯34° 05.6′ 東経130° 43.1′)	
事故等調査の経過	平成22年7月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第六泉宝丸 11トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 YG2-7610（漁船登録番号）、株式会社泉水産</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	主機5番シリンダのシリンダカバー、ピストン、シリンダライナ及び連接棒破損、クランクピン軸受焼付き、クランク軸曲損、シリンダブロック破損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、平成22年5月20日14時35分ごろ、漁場へ向け航行中、主機潤滑油圧力低下警報ブザー音及び異常な運転音を発したので、減速したものの、さらに大きな異音が連続して出たことから、主機を停止し、僚船にえい航され、帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m	
その他の事項	<p>本船は、平成元年3月25日に進水し、平成22年4月9日に現所有者が購入した。</p> <p>本船は、前船舶所有者の機関整備記録を入手せず、機関を開放整備しないで使用開始され、使用開始から約1週間で本インシデントが発生した。</p> <p>主機は、ピストン冷却がオイルジェット方式で行われていた。</p> <p>主機5番シリンダは、ピストン及びシリンダライナのほとんどが粉々に割れ、オイルパンに落ちていた。</p> <p>主機5番シリンダ以外のシリンダには、異常がなかった。</p> <p>主機は、事故後、同型の中古機関に換装された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、蓋井島西方沖を航行中、主機5番シリンダのピストンが過熱膨張してシリンダライナに焼き付き、主機の運転ができなくなったものと考えられる。</p> <p>主機5番シリンダにおいて、ピストンとシリンダライナが焼き付いたことから、ピストンがクラ</p>

		<p>ンクピンの位置で割損し、ピストンの破損片や連接棒の振れ回りにより各部が損傷したものと考えられる。</p> <p>主機5番シリンダは、他シリンダに損傷が発生していないことから、オイルジェットの詰まりでピストンの冷却が阻害されたか、異常燃焼で熱負荷が過大となったかして、ピストンが過熱膨張してシリンダと焼き付いた可能性があると考えられるが、ピストンとシリンダライナが焼き付いた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が蓋井島西方沖を航行中、主機5番シリンダのピストンが過熱膨張してシリンダライナに焼き付いたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>	